

国保だより

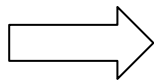
平成23年8月5日発行

平成23年度 県歯会主催 健康診断補助(負担)について

健診料金
 1) 定期健診 9,500円
 2) 特定健診 7,500円
 *40~74歳の乙種家族

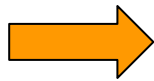
健診受診者

甲種組合員
(先生)



自己負担はございません。※申請不要

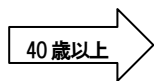
乙種組合員
(従業員)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額1人6,000円)



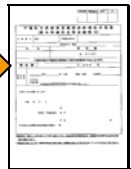
甲種配偶者



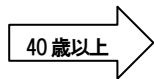
健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額5,000円)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額5,000円)



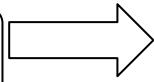
甲・乙種家族



健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額5,000円)

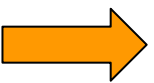
※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

後期高齢組合員
(75歳以上の先生)



自己負担はございません。※申請不要

さらに
定期健診を受診で
追加項目受診
被保険者全員



領収書(写)を添付の上
専用用紙にてご申請ください。
(全項目半額補助)
※甲種組合員はペプシノゲンに限り申請必要
その他2項目の自己負担はございません。



健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため組合で5,000円を負担します。(申請不要)

後日県歯会より届く健診料の請求額は負担分5,000円を差し引いた金額になります。

補助申請用紙は

- 1)健診会場
- 2)国保組合
- 3)県歯会ホームページ
(会員専用ページ)

いずれかよりお取り寄せください。



補助申請は年度内にお願います (H24.3.31まで)

お問い合わせ先

健康診断全般は 県歯会 TEL096-343-8020
健康診断の補助(負担)は 国保組合 TEL096-343-0419

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成23年4月より

■ **後期高齢者支援金分保険料と介護保険料**が変わりました！

●後期高齢者支援金分保険料

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

2,700円
新

← 2,400円
旧

●介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

3,200円
新

← 2,700円
旧

保険料(月額)のお知らせ

		月額	内 訳 (医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	介護保険料あり	21,900	16,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	18,700	16,000 + 2,700
乙種組合員	介護保険料あり	12,900	7,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	9,700	7,000 + 2,700
勤務医	介護保険料あり	15,400	9,500 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	12,200	9,500 + 2,700
甲乙種家族	介護保険料あり	9,900	4,000 + 2,700 + 3,200
	介護保険料なし	6,700	4,000 + 2,700

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者**に、
介護分保険料は、40歳以上65歳未満の全ての被保険者に負担いただく保険料です。

出産育児一時金の申請について

妊娠・出産は病気とみなされないので、正常な分娩の場合は健診費用や分娩費用等はすべて自費扱いになります。高額となる出産費用の一部をまかなうのが「出産育児一時金」です。

出産育児一時金の申請方法は…



■ 原則、直接病院と「合意文書」を交わしていただきます

原則として、組合員の方が直接病院と「合意文書」を交わしていただくことで、**当組合から直接病院等に**出産育児一時金等が支払われます（直接支払制度といいます）。このことで、窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくて済むようになります。

※ 直接支払制度を希望されない場合は出産後に組合員の方に支払う制度をご利用頂くことも可能です。その場合、一旦全額を病院等にお支払い頂くことになります。

■ 差額分が生じた場合、当組合に申請ください

出産にかかった費用が**出産育児一時金の支給額未満であった場合**には、その差額分は後日、組合員の方から当組合に請求することにより支給されます。

※ 支給額は産科医療補償制度に加入している分娩機関でお産をした場合、42万円です。それ以外の場合は39万円です。

高額療養費の限度額適用認定申請について

70歳未満の被保険者が、**入院等により医療費が高額になると見込まれる場合**、あらかじめ保険者に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額
上位所得者※1	$150,000 \text{ 円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 83,400 円)
一般	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 44,400 円)
低所得者	35,400 円 (過去1年間で4回目からは 24,600 円)

※1 上位所得者とは、国民健康保険については、「その世帯に属する被保険者のすべてについて、**旧ただし書き所得**を合算した額が600万円以上の者」とする。

※ なお、限度額認定証は保険料を滞納している方には交付できません。ただし、災害等の特別な事情があると認められた場合はこの限りではありません。交付を行わなかった理由が解消されれば交付できますので、再度申請を行ってください。

こんな時どうなる？

当組合で
よくあるご質問に
お答えします。

Q 国保の保険料は、誰が負担しなければいけないのですか？

A 国保の保険料の負担は、原則、ご本人様が負担することになっております。スタッフの方が全額負担されるか、先生が一部を負担されるかは各診療所様のご判断にお任せします。

お知らせ♪

『ダイワロイヤルホテルズ』夏季特別プランのご案内



『ダイワロイヤルホテルズ』夏季特別プランのご案内チラシが届いております。是非ご覧下さい。
期間:7月1日(金)~9月30日(金)

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

編集後記

鹿児島県の阿久根大島でキャンプをしました。
無人島ですが、シーズン中は海の家、バンガロー、テントが借りられます。海水浴場もあり、更衣室・シャワー付きで、設備が整っています。バーベQ、花火、海水浴…思い切り夏らしいことをして楽しみました。
(K. O)



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>